

審査基準整理票

処分名	老人福祉医療費受給券の更新		
根拠法令名	大津市老人福祉医療費助成条例施行規則 (昭和58年規則第8号)	(条項) 第2条において準用する大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号) 第5条第1項及び第2項	
基準法令名	大津市老人福祉医療費助成条例 (昭和57年条例第42号)	(条項) 第2条	
所管部署	健康保険部(局) 保険年金課(室) 医療助成係		
標準処理期間	60日	法定処理期間	- 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none">・文書の名称【】・掲載図書等【】・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>受給券の更新に係る審査基準は、大津市老人福祉医療費助成条例施行規則(昭和58年規則第8号) 第2条において準用する大津市医療費助成条例施行規則(昭和49年規則第2号) 第5条の規定による申請を行った者若しくは第5条第2項に該当する者が、当該申請の時点において大津市老人福祉医療費助成条例(昭和57年条例第42号) 第2条に規定する対象者の要件に該当していることを基準とする。</p>			

【根拠法令】

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則

(大津市医療費助成条例施行規則の準用)

第2条 大津市老人福祉医療費助成条例の施行については、大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）第2条、第3条第1項、第4条、第5条（ただし書を除く。）、第6条から第8条まで及び第10条から第16条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定のうち、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。[同条の表 略]

大津市医療費助成条例施行規則

(受給券の更新)

第5条 受給券の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年6月1日から同年7月15日までの間に医療費受給券更新申請書（様式第2号の5）を市長に提出し、受給券の更新を受けることができる。ただし、児童に係る受給券は、この限りでない。

2 市長は、受給者又はその保護者の同意に基づき、公簿等により受給者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項に定める更新の申請があったものとみなすことができる。

【基準法令】

大津市老人福祉医療費助成条例

第2条 略（老人福祉医療費受給券の交付に係る審査基準整理票を参照）

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。